

宮代町総合評価方式試行要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町が発注する建設工事の請負契約において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10の2（令第167条の12第4項及び令167条の13において準用する場合を含む。）の規定に基づき、価格その他の条件が町にとって最も有利なものをもって申込みした者を落札者とする方式（以下「総合評価方式」という。）による入札の試行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 総合評価方式による入札の対象とする建設工事（以下「対象工事」という。）は、町長が選定する。

2 前項の対象工事の選定に当たっては、宮代町工事請負等業者選定委員会（以下「業者選定委員会」という。）の審査を経て、次の各号のいずれかの方式を選択するものとする。

- (1) 類似工事の経験や工事成績等に関する事項を記述した技術資料の提出を求め、それにより技術力と価格との総合評価を行う方式
- (2) 前号で求める技術資料に加え、町が指定した課題に関する事項や施工管理の適切性等についての定性的な技術提案に関する事項を記述した技術資料の提出を求め、それにより技術力と価格との総合評価を行う方式
- (3) 第1号で求める技術資料に加え、施工に伴う安全対策、交通及び環境への影響、工期の縮減等についての定量的な技術提案に関する事項を記述した技術資料の提出を求め、それにより技術力と価格との総合評価を行う方式

(総合評価の方法)

第3条 町長は、対象工事の目的及び内容等を勘案し、価格以外の評価項目及び評価基準、総合評価の方法その他落札者を決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）を定めるものとする。

2 落札者決定基準の設定に当たっては、あらかじめ業者選定委員会において審査するものとする。

3 総合評価の方法は、落札者決定基準に基づき算出された数値（以下「評価値又は総合評価点」という。）をもって行うものとする。

(学識経験者の意見聴取)

第4条 落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ学識経験者の意見を聴かなければならない。

2 前項の規定による意見の聴取において、落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ学識経験者の意見を聴かなければならない。

3 第1項の意見聴取は、当分の間、埼玉県総合評価審査委員会設置要綱（平成18年2月1日施行）第6条の規定に基づき設置される「埼玉県総合評価審査小委員会

(東部ブロック)」に諮るものとする。

(入札参加者への周知)

第5条 総合評価方式による入札を行おうとするときは、次に掲げる事項を記載した入札説明書により、あらかじめ入札参加者に周知しなければならない。

- (1) 総合評価方式の適用の旨
- (2) 提出を求める技術資料及び提出期限
- (3) 入札の評価に関する基準
- (4) 総合評価の方法
- (5) 落札者の決定方法
- (6) 評価内容の担保
- (7) 前号に掲げるもののほか総合評価の実施に関し必要と認める事項
(技術資料の審査)

第6条 業者選定委員会は、入札参加者から提出された技術資料の審査を行うものとする。ただし、第2条第2項第1号に該当する工事であつて、かつ、業者選定委員会の委員長が審査の必要がないと認めた工事については、この限りでない。

2 前項の審査に当たり、技術的能力の評価等のために必要があると認めるときは、入札参加者に対しヒアリングを実施することができる。

(落札者の決定)

第7条 総合評価方式による入札において落札者を決定しようとするときは、次に掲げる要件のすべてを満たす入札参加者のうち、評価値又は総合評価点の最も高い者を落札者とする。ただし、第4条第2項の規定に該当する場合には、学識経験者の意見を聴取し、落札者を決定するものとする。

- (1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
 - (2) 入札公告等及び落札者決定基準に定める失格要件に該当しないこと。
- 2 評価値又は総合評価点の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。
- 3 低入札調査に係る調査基準価格を設定した場合の取り扱いは、宮代町低入札価格調査制度事務取扱要領（平成19年宮代町訓令第9号）による。

(入札結果の公表)

第8条 前条の規定により落札者を決定したときは、宮代町建設工事等に係る入札結果等の公表要領（平成18年宮代町告示第92号）第3条第1項に掲げるもののほか、次の事項を公表するものとする。

- (1) 技術評価点
- (2) 評価値又は総合評価点
(技術資料の取扱い)

第9条 技術資料の作成に要する費用は、入札参加者の負担とする。

2 入札参加者から提出された技術資料は、返却及び公表は行わないものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

(要綱の廃止)

2 宮代町総合評価方式試行要綱(平成21年宮代町告示第105号)は、廃止する。